

No.181
2017.7



広報ねば

村の木 すぎ

村の花 岩つつじ

私たちの村	
人口と世帯 29年7月31日現在	
総人口	959人
男	469人
女	490人
世帯数	417世帯

発行 根羽村役場
〒395-0701 長野県下伊那郡根羽村1762
TEL 0265-49-2111 FAX 0265-49-2277

ホームページアドレス <http://www.nebamura.jp>
メールアドレス info@nebamura.jp
印刷 龍共印刷株式会社



7月9日(日)に、喬木村で
行われた飯伊消防技術大会に
第1分団が出場しました。

※詳細は8ページ

7月号の主な内容

議会だより 他	2ページ
信州大学	3ページ
花木を育てる会のボランティア作業 他	4ページ
農作業中の熱中症対策	5ページ
児童手当	6~7ページ
飯伊消防技術大会 他	8ページ
森林認証	9ページ
ハローワーク	10ページ
農業年金のお知らせ 他	11ページ
クロスロードイブニングライブ	12ページ

議会だより

6月定例会

29年度一般会計予算等

6議案について審議

6月15日に6月定例会が開催されました。内容は、次のとおりです。

報告事項

◆平成28年度根羽村一般会計 繰越明許費繰越計算書

国民健康保険制度改正に係る費用で、1566万7千円を追加し、総額1億3356万7千円余となりました。

◆平成29年度根羽村介護保険 特別会計補正予算(第1号)

制度改正による事業の振替等により、473万9千円を追加し、総額1億9573万9千円余となりました。

人 事

◆監査委員の選任

新たに小川、片桐康孝さんが学識経験者として選任されました。

新人権擁護委員に 石原美穂子さん

地区推薦

北洞	片桐	貴伸	横旗区
中央	熊谷	義幸	大畠区
東洞	石原	理好	黒地区
南洞	三宅	克久	田島区
西洞	藤城	幸藏	小柄区



原 小夜子さん
法務大臣感謝状受賞



員に委嘱されました。

人権擁護委員は法務大臣より委嘱され、国民の基本的人権である生命、自由及び幸福追求などの権利が侵害されることのないよう監視し、人権事件があつた場合にその救済のために相談や調査などを行います。お気軽にご相談ください。

原 伸一 上町区
根羽村商工会

以上7名の方が農業委員に任命されました。

農業委員会は、農地利用の最適化の推進を図り、農地法等による業務並びに担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規就農・新規参入の支援等、農業に関する活動を進めます。

なお、農地利用状況・利用意向調査に關しまして、今年度もご協力を願いします。

新体制 農業委員の任命

農業委員会から のお知らせ

農業委員会等に関する法律の改正により、この7月20日から新体制で農業委員としてご尽力いただけ方々をご紹介します。(敬称略)

皆さんのが所有している農地の売買・相続・賃借等に関する契約等を行う場合は、農業委員会の許可が必要となりますので、農地に関するご相談は農業委員会までご連絡をお願いいたします。

相談窓口



- ◆根羽村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- ◆根羽村一般会計繰越明許費繰越計算書
- ◆平成29年度根羽村一般会計補正予算(第2号)
- ◆平成29年度根羽村一般会計補正予算(第1号)
- ◆平成29年度根羽村一般会計補正予算(第1号)
- ◆農業委員会の委員の任命
- ◆農業委員会委員の任命について
- ◆平成29年度根羽村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

農業委員会委員の任命について同意されました。

田島の原小夜子さんにかわり、今年7月1日より上町の石原美穂子さんが人権擁護委員に任命されました。

団体推薦
宮本 正美 小川区
農事組合法人ねばね

地域の〈実践知〉と大学の〈研究知〉を融合した教育プログラム
「平成29年度地域戦略プロフェッショナル・ゼミ」
第4期受講生募集!

信州大学は、文部科学省「地(知)の拠点整備事業」の一環として、平成26年度から人材育成講座「地域戦略プロフェッショナル・ゼミ」を開講し、これまで170名を越える地域の革新的リーダーを輩出してまいりました。本年度の第4期は、過去3年間×3コース（中山間地域の未来学・芸術文化の未来学・環境共生の未来学）の成果を融合し、一つのコースとして信州各地で全18回の講座を開講します。

【講座題目】 「信州の未来学～地域をつなぐローカル・イノベーター」

【講座期間】 平成29年9月～平成30年2月

【募集定員】 最大30名

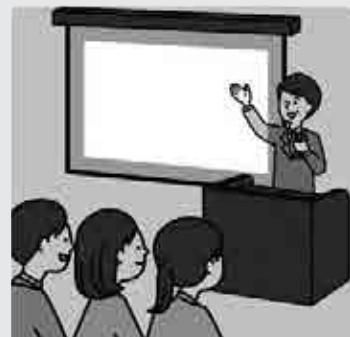
【受講料】 20,000円（全18回、教材費・施設使用料等を含む、
 その他交通費・宿泊等の実費は参加者負担）

【申込締切】 8月18日（金）

【問合せ先】 信州大学地域総合戦略推進本部

TEL:0263-37-2075 Mail:COCPRO@shinshu-u.ac.jp

HP:www.shinshu-u.ac.jp/institution/areas/



1回空家対策研修会を開催しました。講師には名古屋大学大学院環境学研究科 高野雅夫先生をお招きして、現在豊田市を中心とした様々な取り組み現状と課題をパワー・ポイントを利用して熱心に説明して頂きました。中でも空家を有効利用して子育て世代を招き入れないと根羽村から子供がいなくなる可能性が高いという人口推計について説明を受けると驚く人と同時に危機感を持つ参加者も見えました。とても貴重な研修会でした。先生の講演の後、この3月に根羽村に埼玉県から移住した山本さんから移住者のインタビューがおこなわれ根羽村へ移住を決めた理由、根羽村の良さなど村民ではなくかわからない「村の良さ」を話してくれました。その後グループに分かれて今後根羽村に必要な取り組みは何か話し合いました。空家対策と移住定住対策が一体となつた取り組みを進め、根羽村の良さをもつと知つてもらうことや仕事の確保、子育て環境等の充実を図らなければならぬといった意見が出されとても有意義な研修会でした。今後も村では定期的に研修会を開催していくまでの是非大勢の方の参加をお待ちしております。

空家対策研修会の開催

6月16日（金）役場集会室で第1回空家対策研修会を開催された「国民健康保険運営協議会」で今年度の国民健康保険税について協議された結果、平成29年度の税率は前年と同率とすることが答申されました。村長は答申を尊重し据え置くことと決定しました。今年度の国保税率等は表のとおりです。

国民健康保険税率表

内訳	所得割	資産割	均等割	平等割
医療費分	2.66%	12.20%	13,000円	11,500円
後期高齢者支援金分	0.94%	9.80%	5,700円	4,500円
介護納付金分	1.02%	9.20%	7,000円	5,500円

国民健康保険税のお知らせ

鮎解禁について

根羽川では、日釣り券利用の場合、9月15日まで鮎の友釣りを解禁しています。漁区は親取り場を除く全川です。冷水病予防のため今年もオトリの持ち込を禁止していますので、ご協力を願っています。

●長野県内が放送される予定
9月25日(月)～9月29日(金)
放送時間
月～金曜日 午前7時45分～
火～金曜日 午後7時～

忘れない景色、ずっと残したいふるさとの風景、人生を変えた忘れない場所、誰かにそつと教えたい心の絶景、大切な人との出会いの場所などをエピソードと共に紹介してくれるお手紙をお待ちしています。寄せられた風景とエピソードが、旅人のルートを決めます。

忘れない景色、ずっと残したいふるさとの風景、人生を変えた忘れない場所、誰かにそつと教えたい心の絶景、大切な人との出会いの場

旅では、俳優の火野正平さんが旅人となり番組に寄せられたエピソードをもとに、地元の人々とふれあいながらこの風景を訪ねます。

“2017秋の旅”は、信州長野をスタート、鹿児島を目指します！

締切日 8月14日(月)（必着）

応募先
▼郵送

〒150-8001

NHK「ふる旅」係

▼FAX

03-3465-1327

▼ホームページ

[kokorotabi/](http://www.mnhk.or.jp/kokorotabi/)

号、④性別、⑤年齢、⑥思い出の場所、⑦場所にまつわるエピソードを記載して、郵送、FAXまたは番組ホームページからいざれかで応募してください。



【立派な縦断アーバン旅～2017秋の旅～】
あなたの便り募集中！

応募方法

①住所、②氏名、③電話番

号、④性別、⑤年齢、⑥思い

出の場所、⑦場所にまつわるエピソードを記載して、郵送、

FAXまたは番組ホームページ

からいざれかで応募してください。

毎年恒例となっています根羽村に花木を育てる会のボランティア作業が6月25日(日)に行われました。当日は作業終盤に小雨に見舞われましたが、各団体の関係者や一般村民の方など多くのみなさん�に参加していただきました。

山村広場周辺をはじめ、柳地区、小川地区、平瀬橋100m花壇に分かれ、それぞれ

下草刈りや花壇手入れなどの作業をしていただき村内の美化を保つことができました。

午前中という忙しい時間帯ではありましたが、ご参加いただいたみなさん、ご協力ありがとうございました。

花木の会ボランティア作業



花木の会
ボランティア

作業



農作業中の熱中症対策！！

これから夏本番をむかえ、暑熱環境下となる農作業は熱中症（熱射病、熱けいれん、熱まひ）となる恐れがありますので、次のことにご注意ください。

1. 日中の気温の高い時間帯をなるべくさけて作業を行うとともに、休憩をこまめにとり作業時間等の工夫を行いましょう。
2. 水分をこまめに摂取し（20分おきに休憩して、毎回コップ1～2杯を目安に！）、汗で失われた水分を十分に補給しましょう。
3. 作業中は、帽子の着用や汗を発散しやすい服装とし、作業場所には日よけを設けるなど、できるだけ日陰で作業するよう努めましょう。（休憩時には作業着を脱ぎ、手足を露出して体温を下げましょう）
4. 屋内では、遮光や断熱材の施工等により、作業施設内の温度が著しく上がらないようにして、風通しをよくするなど室内の換気に努めましょう。
作業施設内に熱源がある場合には、熱源と作業者との間隔を空けるか、断熱材で隔離して加熱された空気は屋外に排気しましょう。
5. 単独作業は避け、必ず2人以上で行うか、時間を決めてお茶を運びあうなど、定期的に異常がないか確認しあうようにしましょう。

熱中症が疑われる場合の処置

1. 暑い環境で体調不良の症状がみられたら、すぐに作業を中断しましょう。

- ・手足がしびれる、冷たい。
- ・めまい、吐き気がする。
- ・頭痛がある。
- ・意識の障害がある。
- ・汗をかかない、体が熱い
- ・体がだるい。
- ・まっすぐに歩けない。



2. 応急処置を行ないましょう。

- ・涼しい環境へ避難しましょう。
- ・服をゆるめて風通しをよくしましょう。
- ・水をかけたり、扇いだりして体を冷やしましょう。
- ・水分と塩分を補給しましょう。
- ・わきの下、両側の首筋、足の付け根を冷やすと効果的です。

3. 意識がない場合、自力で水が飲めない場合、応急処置を行なっても症状が良くならない場合は、すぐに病院で手当を受けてください。

児童手当制度のご案内 ~児童手当について~

1. 支給対象 中学校卒業まで (15歳の誕生日後の最初の3月31日まで) の児童を養育している方

2. 支給額

児童の年齢	児童手当の額 (1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。(以下、児童手当と特例給付を合わせて「児童手当等」といいます。)

※「第3子以降」とは、高校卒業まで (18歳の誕生日後の最初の3月31日まで) の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

3. 支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

例) 6月の支給日には、2~5月分の手当を支給します。

4. 保育料や、申し出があった方についての学校給食費などを、市区町村が児童手当等から徴収することが可能です。

※保育料などの徴収を実施するかどうかは、各市区町村で異なります。

児童手当制度では、以下のルールを適用します！

- 原則として、児童が日本国内に住んでいる場合に支給します (留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります)。
- 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給します。
- 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方 (父母指定者) に支給します。
- 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給します。
- 児童が施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親などに支給します。

1. はじめに行うこと

手続きの方法は…



●認定請求

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、現住所の市区町村に「認定請求書」を提出すること (申請) が必要です (公務員の場合は勤務先に)。

市区町村の認定を受ければ、原則として、申請した月の翌月分の手当から支給します。申請はお早めにお願いします。

【認定請求に必要な添付書類】

○請求者が被用者 (会社員など) の場合 → 健康保険被保険者証の写しなど

○平成29年5月以降平成30年4月までに認定請求をする方で、平成29年1月1日に今の市区町村に住民票のない方

→ 前住所地の市区町村長が発行する児童手当用所得証明書 (平成28年分)

この他にも、請求者名義の金融機関の口座番号がわかるものなど、必要に応じて提出していただく書類があります。

※認定請求書には、請求者等の個人番号の記載が必要です。

申請は、出生や転入から15日以内に！

15日特例 児童手当等は、原則、申請した月の翌月分からの支給となります。

ただし、出生日や転入した日 (異動日) が月末に近い場合、申請日が翌月になってしまって異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

1. 初めてお子さんが生まれたとき

●出生により受給資格が生じた日の翌日から15日以内に、現住所の市区町村に申請が必要です！

※里帰り出産などで、母親が一時的に現住所を離れている場合も、現住所の市区町村への申請をお忘れなく！

2. 第2子以降の出生により養育するお子さんが増えた場合など、手当の額が増額になるとき

- 手当額が増額する事由が発生した日の翌日から15日以内に現住所の市区町村に申請が必要です！

3. 他の市区町村に住所が変わったとき

- 転入した日（転出予定日）の翌日から15日以内に転入先の市区町村へ申請が必要です！

4. 公務員になったとき、公務員でなくなったとき

- 現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をしてください！

公務員は、勤務先から支給されます。公務員になったときや公務員でなくなったときは、その翌日から15日以内に申請が必要です。

認定を受けたあと、引き続き児童手当を受けとるためには、毎年6月に現況届の提出が必要です！



2. 続けて手当を受ける場合

- 現況届（毎年6月に提出）

6月分以降の児童手当等を受けるには現況届が必要です！

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。

※提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

【現況届に必要な添付書類】

- | | |
|-----------------------------|---|
| ○請求者が被用者（会社員など）の場合 | → <u>健康保険被保険者証の写しなど</u> |
| ○その年の1月1日に今の市区町村に住民登録のなかった方 | → <u>前住所地の市区町村長が発行する児童手当用所得証明書（前年分）</u> |

この他にも、必要に応じて提出していただく書類があります。

3. 以下の1～4に該当するときは、お住まいの市区町村に届出が必要です。

1. 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
2. 同じ市区町村の中で住所が変わったとき、または養育している児童の住所が変わったとき
3. 受給者の方または養育している児童の名前が変わったとき
4. 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。
(注)

1. 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方の限度額（所得額ベース）は、上記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
2. 扶養親族数の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、5人を超えた1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

※児童を養育している方の所得が上記の額以上の場合、法律の附則に基づく特例給付（児童1人当たり月額一律5,000円）を支給します。

寄付について

児童手当等の全部または一部の支給を受けずに、これを寄付し、地域の児童の健やかな成長を支援するために役立ててほしいという方には、簡便に寄付を行う手続きがあります。ご関心のある方はお住まいの市区町村にお問い合わせください。

ねん
きん

資格期間が10年以上となれば、年金を受け取れるようになりました

平成29年8月1日から次の期間（資格期間）が合計で10年（120か月）以上となる方は、年金を受け取れるようになります。

◎国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間

◎船員保険を含む厚生年金保険や共済組合等の加入期間

◎年金制度に加入していないくとも資格期間に加えることができる期間（「カラ期間」と呼ばれる合算対象期間）

これまで

必要な資格期間 25年

資格期間が15年の人

平成29年8月1日～

必要な資格期間 10年に短縮

資格期間が15年の人

受け取れるよ
うになった！

注：年金の額は、納付した期間に応じて決まります。40年間保険料を納付された方は満額受け取れます。10年間の納付では、受け取る年金額はおおむねその4分の1となります。

詳しくは、飯田年金事務所までお問い合わせください。（電話：22-3641）



7月9日（日）喬木村で飯伊消防技術大会が盛大に開催されました。当村からは第一分団（小型ポンプ操作法の部）が出席しました。第一分団は大会に向け昨年から練習を行つてきました。当日は猛暑の中でしたが、長期間にわたり練習してきた成果を十分に発揮できました。第一分団の皆さん大変お疲れさまでした。

選手名簿

主 将	原 はら	也 き貴
指揮者	桐 ぎり	裕 ひろし
1番員	鈴 すず	充 あつ
2番員	安 あん	隆 たか
3番員	佐々木 ささき	敏 とし
補 欠	大久保 おおくぼ	貴 ゆう
補 欠	小 林 こばやし	智 とも

飯伊消防技術大会が行われました

根羽村で森林管理認証を取得しました

森林管理認証(FM認証)は、森林経営の持続性や環境保全への配慮等に関する一定基準を満たした森林を認証する制度です。

根羽村では、愛知県安城市、明治用水土地改良区、長野県南信州地域振興局、公益社団法人長野県林業公社、及び根羽村森林組合と共に協議会を設立し、ほぼ全村域で森林管理認証を取得しました。これは国内では初めての事例です。

これまでの矢作川の源流域に位置する水源林の保全に加え、持続可能な森林経営・適正な森林管理をしつつ、良質な木材等を提供してまいります。



認証取得者 根羽村 SFM 森林認証協議会 (平成29年5月1日設立)

会長 根羽村長 大久保 壽一

会員 根羽村、安城市(愛知県)、明治用水土地改良区(愛知県安城市)、長野県南信州地域振興局、公益社団法人長野県林業公社、根羽村森林組合

認証の状況 根羽村の森林面積の約86%で取得。会員ごとの内訳は次のとおりです。

会員	名称(山林名)	面積(森林簿面積: ha)
根羽村	村有林	2,606.97
安城市	市有林	47.07
明治用水土地改良区	区所有林	429.71
(公社)長野県林業公社	公社造林	365.32
根羽村森林組合	組合有林 森林組合が長期受託契約を締結し管理している、会社有林、共有林、個人有林、社寺有林、及び集落有林	3,833.74
長野県南信州地域振興局	県行造林	11.34
合計		7,294.12